

水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の制定について

1 制定の理由

本市の町内会・自治会の加入率は年々低下し、本年4月1日現在50.1%となっており、町内会・自治会の現場では、活動の担い手不足や会員の高齢化など様々な課題が深刻化している。地域コミュニティ存続の危機となることが懸念されている一方で、地震、台風等の自然災害が多発する近年の現状から、人と人とのきずなや地域コミュニティの重要性が再認識されており、町内会・自治会の活動の存続・活性化は、喫緊かつ重要な課題となっている。そのため、町内会・自治会の活動の基本理念を定めるなどにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

2 制定の主な内容

本条例は、市、町内会・自治会、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進することを定める。

3 条例（案）の概要

項目	概要
(1) 目的	条例においては、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
(2) 基本理念	町内会・自治会の活動の活性化に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 ・市民が相互に交流を深め、支え合いと協力をしながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動することにより、地域社会のつながりを強めるものであること。 ・市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。
(3) 市の責務	・市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化に資する総合的な施策を推進するものとする。 ・市は、その推進に当たっては、市民並びに水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会及び町内会・自治会の意見を十分に反映するものとする。

<p>(4) 町内会・自治会の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会は、基本理念にのっとり、町内会・自治会の活動を推進するものとする。 ・町内会・自治会は、市民の加入を促進するよう努めるものとする。 ・町内会・自治会は、その活動について、市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるように努めるものとする。 ・町内会・自治会は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。 ・町内会・自治会は、地域コミュニティを担う人材の育成に努めるものとする。
<p>(5) 市民の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するように努めるものとする。 ・市民は、市民同士の連帯感を高めるため、町内会・自治会の活動に参加するように努めるものとする。 ・市民は、町内会・自治会の活動を通じて地域社会の課題の解決に取り組むように努めるものとする。
<p>(6) 事業者の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、事務所又は事業所が所在する地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会の活動への参加及び協力を努めるものとする。 ・事業者は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会等が実施する町内会・自治会への加入促進に関する事業に協力するよう努めるものとする。 ・市内に所在する住宅の販売、賃貸、建築又は管理を業として行う者は、当該住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対して、当該地域の町内会・自治会への加入及び新たな町内会・自治会の設立の促進に努めるものとする。
<p>(7) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、市民の町内会・自治会への加入及び町内会・自治会の設立を促進するために必要な支援を行うものとする。 ・水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を促進するために必要な支援を行うものとする。

4 施行期日

令和7年4月1日